

VIII 製品安全3法

平成24年度から、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に伴い、「電気用品安全法」、「ガス事業法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の一部が市の事務となりました。

これらの法律のなかで、政令指定品目については、省令で定める技術基準適合確認や販売時のPSマーク貼付等を「製造・輸入事業者」に義務付けており、「販売事業者」は、規制対象の製品にPSマークがついていることを確認して販売を行わなければならない、とされています。

市では、販売事業者に立入調査を行い、違反製品がないことを確認しています。

1 各法に基づく立入調査件数

法律名	立入件数			
	24年度	25年度	26年度	27年度
電気用品安全法	3	3	3	3
ガス事業法	3	3	3	3
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	3	3	3	3

2 各法に基づく調査製品数

法律名	調査製品数			
	24年度	25年度	26年度	27年度
電気用品安全法	34	31	49	40
ガス事業法	7	5	6	4
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	7	8	4	8